

7 高土政第 498 号
令和 7 年 8 月 21 日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会 会長 様

高知県知事

令和 7 年度幡多三市一町一村区長会連絡協議会からの知事
への要望に対する文書回答について（回答）

令和 7 年 6 月 23 日にご要望いただいた項目のうち、各市町村独自の要
望事項に対して、別紙のとおり回答文書を送付します。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

- (1) 国道及び県道の整備促進について（国道441号・439号、
県道332号）

〔四万十市区長会〕

(道路課)

(答)

- 1 国道441号口屋内バイパスでは、トンネルや栈道橋の工事を進めており、本年1月にトンネルの掘削が完了しました。引き続き供用開始に向けて、さらなる事業の推進を図ります。

- 2 国道441号中半バイパスについても、本体工事へ早期に着手するため、仮橋などの進入路の整備を進めています。

- 3 国道441号岩田工区では、堤防の改修とあわせて道路を付け替える浸水対策を行います。今年度は用地測量及び用地調査を行うこととしています。

4 国道 439 号杓子工区では現道の線形不良区間を解消するため、バイパスルートを検討を進めています。

トンネルや橋梁といった大規模構造物に、直ちに着手することは難しい状況ですが、現在、四万十市による地籍調査が実施中であると伺っています。

5 県道 332 号では、竹屋敷から古尾の間で 1.5 車線の道路整備の手法を用いて整備を進めており、今年度も引き続き竹屋敷において山切工事を進めてまいります。

6 円滑に事業を進めるため、用地の確保など、関係者の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(2) 中山間地域の医療の確保について

〔四万十市区長会〕

(医療政策課)

(答)

1 「日本一の健康長寿県構想」で目指している「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を実現するためには、地域医療の確保が重要です。

2 医師の確保については、医学生を対象とした医師養成奨学貸付金の貸与期間に応じて、高知県内での勤務のうち、一定期間は地域での勤務が義務となっています。

幡多地域の医療機関に勤務する奨学金貸与医師は、平成30年までは10人程度でしたが、令和2年度には20人を超え、令和4年度からは30人以上で推移しています。

3 令和8年以降は、地域での一定期間の勤務等により、貸付金の償還が免除となる医師が増加する見通しであり、これらの医師が幡多地域など各地域で指導医となり、専攻医を受け入れる医療機関も増

えることが期待されます。

4 また、幡多地域の医療に理解のある医師や感性の合う医師を育成する取り組みとして、幡多地域の8医療機関において、県内外の医学生の実習、臨床研修医の地域医療研修、専攻医の専門研修を実施しているところです。

5 これらの取り組みを通して、引き続き、中山間地域で求められる医療の確保に努めてまいります。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(3) 海岸及び河川の維持管理について

〔土佐清水市連合区長会〕

(河川課、港湾・海岸課)

(答)

- 1 海岸のゴミ回収や河川の草刈り等につきましては、地域の皆さまにより自発的に実施していただき感謝申し上げます。
- 2 県では、海岸のゴミ漂着状況や河川の草の繁茂状況の確認、不法投棄に対する啓発を行うなど、地元と協議しながら必要な対策を講じています。
- 3 引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。ゴミ回収や草刈りなど必要な場所がございましたら、管理する土木事務所にご連絡をお願いします。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(4) 有害鳥獣対策について

〔土佐清水市連合区長会〕

(中山間地域対策課鳥獣対策室)

(答)

- 1 県内の農林水産業における鳥獣被害額は、有害鳥獣の捕獲強化や防護柵の設置推進などにより、最も多かった平成24年度の約3割まで減少していましたが、近年は増加傾向に転じており、令和6年度の被害額は約1億8,700万円と、前年度の令和5年度から約5千万円増加しております。
- 2 このうち、幡多三市一町一村の被害額は、約4,100万円と令和5年度からほぼ倍増となり、深刻な状況となっております。
- 3 このため、県としましては、今後とも手を緩めることなく、防護柵の設置などの「守り」と捕獲による「攻め」の両面から被害対策を進めていくことが重要であると考えております。

- 4 今年度からは、県内の農協に配置する鳥獣被害対策専門員が、新たに「鳥獣被害予防アプリ」を活用して、被害箇所や鳥獣の出没箇所を地図上に登録し可視化することにより、防護柵設置や捕獲などの対策に効果的に結びつけ、集落での被害軽減に努めてまいります。

- 5 また、若い世代の方々に狩猟への関心を持っていただくための狩猟フェスタやわな猟体験ツアーの実施に加えて、新たに、狩猟免許試験合格者に対して狩猟者登録を促進するための講習会を開催するなど、新規狩猟者の確保・育成にも一層取り組んでまいります。

- 6 こうした取組を進めていくとともに、今後も、市町村や地域のニーズを確認しながら、必要に応じて新たな支援策を検討してまいりたいと考えております。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(5) 町民の生活と産業振興を支える県道安満地福良線の早期完成
について

〔大月町地区長自治会〕

(道路課)

(答)

- 1 県道安満地福良線は、地域の皆さまの暮らしを支える生活道路であるとともに、地域の産業を支える重要な路線です。
- 2 橘浦～泊浦間は、養殖業の輸送効率化を図るため、2車線整備を進めており、今年度も引き続き拡幅工事を進めます。
- 3 また、泊浦～芳ノ沢間は、1. 5車線の道路整備を進めており、今年度も引き続き龍ヶ迫地区で局部改良や防災対策を進めます。
- 4 現道狭隘区間の工事では、通行制限などにより、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(6) 国道321号の改良整備の促進について

〔大月町地区長自治会〕

(道路課)

(答)

- 1 国道321号弘見工区では、歩道の連続性を保つため、既に整備が完了している宿毛市側から事業を展開し、早期完成を目指して取り組んでいます。

- 2 用地交渉に関して大月町の全面的なご協力をいただいたことで、未整備区間の一部について工事着手の目途が立ちました。

- 3 引き続き、早期に事業効果が発揮できるよう用地買収が完了したところから順次工事を進めてまいります。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(7) 河川の適切な維持管理と改修促進について

[大月町地区長自治会]

(河川課)

(答)

- 1 河川の適切な維持管理につきましては、巡視や点検等を行い、必要に応じて、施設の修繕や浚渫等を行うなど適切な維持管理に努めてまいります。
- 2 地域におきまして、護岸等の施設の損傷や河川内の土砂の堆積など、懸念される箇所等がありましたら、管理する土木事務所に、ご連絡をお願いします。
- 3 また、河川改修につきましては、地域からの改修へのご要望をお聞きしながら、近年の浸水被害等の状況なども考慮のうえ、優先度の高い箇所から順次、改修事業に取り組んでいるところです。事業の推進には、地元のご理解や用地の確保といったご協力が必要となりますので、引き続き、ご協力をお願いします。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(8) 県道土佐清水宿毛線の整備促進について

〔三原村区長会〕

(道路課)

(答)

- 1 県道土佐清水宿毛線は、地域の皆さまの生活道路であるとともに、南海トラフ地震の津波により国道321号が寸断した場合には、内陸部と沿岸部を繋ぐ機能も有しています。
- 2 現在、土佐清水市と三原村との境付近で「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの予算を活用しながら、通行の安全を確保するための防災対策や道路改良を進めています。
- 3 三原村が整備を進めたユズ農園や農泊交流施設から三原村中心部へ向かう、芳井～下長谷区間では、順次拡幅工事を進めています。
- 4 現道狭隘区間の工事では、通行制限などにより、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(9) 県道宿毛宗呂下川口線の早期完成について

〔宿毛市地区長連合会〕

(道路課)

(答)

- 1 当路線は、地域の幹線道路・生活道路として重要な路線であると認識しています。
- 2 そのため、宿毛市では石原～舟ノ川工区、土佐清水市では坂井～出合工区で2車線への拡幅工事を進めているところです。
- 3 石原～舟ノ川工区では、排水路および舗装工事を行う予定です。
- 4 現道狭隘区間の工事では、通行制限などにより、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和7年8月21日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(10) 地方財政措置（緊急防災・減災事業債等）の制度延長又は同水準の制度の恒久的創設

〔宿毛市地区長連合会〕

（南海トラフ地震対策課）

（答）

- 1 緊急防災・減災事業債は、単独事業として行う防災・減災事業を対象として、平成23年度から国が創設しており、特に財政基盤の脆弱な市町村にとって、大変手厚い財政支援制度となっています。
- 2 本県でも、例えば、津波避難タワーや避難路の整備、大規模災害時に拠点となる庁舎の高台移転など、命を守るための防災基盤の整備に、これまで活用してきました。
- 3 近年、気象災害は、温暖化に伴い激甚化・頻発化し、国難と呼べる南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が80%程度に引き上げられるなど、切迫度が高まっています。
- 4 また、能登半島地震の状況を踏まえると、「国土強靱化」や「災害に強い地域づくり」の取組をさらに加速化し、「事前の備え」を強化する必要があります。

- 5 しかしながら、この起債制度が令和7年度をもって期限を迎えることから、国において、制度の延長をしていただくことが是非とも必要だと考えています。
- 6 また、道路や河川などの整備に活用してきた緊急自然災害防止対策事業債についても、同様に、令和7年度で期限を迎えますが、こちらも手厚い財政支援制度であり、延長が必要だと考えています。
- 7 このため、県では、これまでも緊急防災・減災事業債等の恒久化を含む継続について、高知県単独の政策提言をはじめ、全国知事会議や10県知事会議等を通じて政策提言活動を行ってきました。
- 8 今後も引き続き、この緊急防災・減災事業債等の延長や制度の恒久化について、全国知事会議などとも連携して、大いに訴えていきます。